



特定社会保険労務士 原 敏昭

# 原労務管理事務所便り

連絡先：〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎 2-7-3 2  
TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719  
E-mail: [harasr@agate.plala.or.jp](mailto:harasr@agate.plala.or.jp)  
URL: <http://www.harasr.com/>

## 精神障害の労災認定件数が過去最多に！

◆脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況

厚生労働省が、平成 24 年度の「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」を発表しました。これは、過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害の状況についてまとめたものです。

くも膜下出血などの「脳血管疾患」や、心筋梗塞などの「心臓疾患」は、過重な仕事の原因で発症する場合があります。これにより死亡した場合は「過労死」とも呼ばれています。

◆精神障害の労災認定件数が過去最多に

今回注目すべきは、精神障害の労災申請自体は前年より若干少なくなりました(1,257 件)が、労災認定件数が 475 件(前年度比 150 件増)となり、過去最多となったことです。

その内容を見ると、昨今、行政による是正指導でも多く指摘されている事項が並んでいます。

業種別では、製造業や卸・

小売業、運輸業、医療・福祉といった業種が多くなっています。

◆仕事量・内容の変化、嫌がらせ・いじめに注意

次に、出来事別に支給決定件数をみると、(1) 仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった、(2) (ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた、(3) 悲惨な事故や災害の体験、目撃をした、の順に多くなっています。

また、増加件数としては、(1) 1 カ月に 80 時間以上の時間外労働を行った(前年度比 29 件増)、(2) (重度)の病気やケガをした(同 27 件増)、(3) 上司とのトラブルがあった(同 19 件増)、(4) セクシュアルハラスメントを受けた(同 18 件増)、(5) (ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた(同 15 件増)の順に多くなっています。

◆体調の管理と併せて労働時間の管理も

「1 カ月に 80 時間以上の時間外労働を行った」という部分については、脳・心臓疾患の時間外労働時間数(1 カ月平均)別支給決定件数をみて

も、飛躍的に発症件数が増えてくる場所ですので、会社の労働時間の管理が非常に重要であることがわかります。

時間外労働が多いと睡眠不足など体調の管理も難しくなり、こうした労災の発生につながってくることも考えられます。

暑い時期になり、熱中症が例年になく多く発生しているようです。今年は体調の管理と併せて、労働時間の管理についても見直してみたいかがでしょうか

## 8月1日より変更される雇用保険の基本手当日額等

◆賃金日額・基本手当日額の変更

毎年 8 月 1 日に見直される雇用保険の賃金日額の上限額・下限額が、2012 年度の平均定期給与額が前年比で約 0.5% 減少したことから、いずれも若干の引下げとなりました。

これにより賃金日額に基づいて算定される基本手当日額の支給額も減額となる場合があります、対象となる方に

は 2013 年 8 月 2 日以降の認定日に返却される受給者資格者証に印字して通知されます。

なお、変更後の基本手当日額は、全年齢の下限額が 1,848 円です。上限額は、29 歳以下は 6,405 円、30~44 歳は 7,115 円、45~59 歳は 7,830 円、60~64 歳は 6,723 円です。

さらに、基本手当日額以外にも、今回の変更に伴い、下記の雇用保険給付について支給額等の変更が生じます。

◆高齢雇用継続給付の支給限度額等の変更

高齢雇用継続給付の支給限度額は 34 万 1,542 円となり、最低限度額は 1,848 円となります。支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上であるとき、また、高齢雇用継続給付として算定された額が最低限度額を超えない場合は、高齢雇用継続給付は支給されません。

なお、支給額算定に用いる 60 歳到達時等の賃金月額については、上限額が 44 万 8,200 円、下限額が 6 万 9,300 円となります。

◆育児休業給付の支給限度額の変更

2013 年 8 月 1 日以後支給対象期間の育児休業給付については、上限額が 21 万 3,450 円となります。

◆介護休業給付の支給限度額の変更

初日が 2013 年 8 月 1 日以後である支給対象期間の育児休業給付については、上限額が 17 万 760 円となります。

## 業務中の居眠りによるパソコン入力ミスで会社に大損害！？

◆居眠りが裁判沙汰に

寝不足等が原因で仕事中にウトウト…。誰もそのような経験があると思います。海外では居眠りが原因で「会社にあわや大損害」という事態が起き、裁判沙汰にまでなってしまったそうです。

◆一瞬の居眠りが…

ドイツの銀行で、行員がパソコンの操作中に一瞬だけ居眠りをしてしまい、大金(日本円で約 287 億円)を誤って送金しそうになりました。

銀行は、事態を重くみて上司である女性(48 歳)を解雇処分としましたが、労働裁判所は「重大ミスではあるものの、意図的ではなく解雇理由にはならない。譴責(けんせき)にとどめるべき」との判断を下し、女性の復職と賠償金の支払いを命じました。

◆居眠りとミスの状況

この行員は、パソコンで送

金額(62.4 ユーロ)を入力すべきところ、キーボードに指を置いたまま一瞬居眠りをして、誤って「2 億 2,222 万 2222.22 ユーロ(約 287 億円)」と入力してしまいました。

その後、ミスが判明して修正されましたが、銀行は「上司が監督責任を果たさず、誤入力を見逃した」として解雇処分としましたが、上司の女性は「処分は不当である」と訴えていました。

◆効果的な「昼寝」の活用

居眠りをしてしまいそうなほど眠いときに、効果的なのは「昼寝」です

昼寝研究の第一人者とされている、カリフォルニア大学のサラ・メドニック氏は、「1 時間半の昼寝は一晩分の睡眠に等しい」と主張しています。

会社で 1 時間半もの昼寝をすることは現実的には不可能ですが、昼休みの時間を利用して 10 分~数十分程度の昼寝をするだけでも、疲労回復につながります。最近では、昼寝用の専用部屋を用意する企業もあるようです。もっとも、午前中に居眠りをして業務に支障をきたしてしまつては、何にもなりません。

